

平成 24 年度 全国航空消防防災協議会事業等活動報告

全国航空消防防災協議会は、消防防災ヘリコプターに関する地方公共団体相互の連絡協力を推進するとともに、全国の住民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に寄与することを目的として、阪神・淡路大震災を契機に平成 8 年に設立されて以来、十数余年に亘って設立目的の実現に向けて着実な事業運営に取り組んできている。また、先の東日本大震災等における緊急消防援助隊の広域応援活動の体験等を踏まえて、更なる事業充実の推進に努めてきている。

平成 24 年度において実施した諸事業はじめ当協議会の活動内容を以下のとおり報告する。

1 調査研究事業の実施

調査研究事業の実施に当たっては、会員からの提案や、直面する諸課題等 について、検討項目、検討指針等を定め、それぞれの課題毎に専門委員会を 設置し検討を進めている。それぞれの専門委員会の検討概要については、別途調査研究報告書として取り纏められ、全国の会員はじめ各関係機関に情報提供されている。

- (1) 大規模災害時における航空運用調整等に関する調査研究専門委員会
- (2) 大規模災害時の受援計画における地上後方支援等に関する調査研究専門委員会

2 研修事業の実施

(1) 航空隊長会議

航空消防防災活動で現場活動に当たる各航空隊長を対象に主に活動面を中心とした諸施策について、消防庁・国交省等からの指導等を受けるほか、当年度は特に、運航管理の安全化についてのカリキュラムを重点的に組むこととした。基調講義として、国交省航空局の航空従事者試験官による特定操縦技能の審査制度に関する講義のほか、関係団体から航空安全情報ネットワークの概要報告を受けた。

また、消防庁の航空専門官からは航空隊における安全管理上の諸課題についての指導を受けたほか、参加の航空隊長を交えて今後の専門委員会検討方向等について活発な討論・意見交換等が行われた。

(2) 航空隊員研修会

航空隊長会議に続き、各航空隊員及び都道府県消防防災主管課職員等を対象とした研修会を東京都及び山口県において実施した。

第 1 回東京研修会では、航空危険物の輸送規制について国土交通省からの指導を受けたほ

か、海上保安庁の航空安全対策の紹介を受けた。

また、消防庁からは安全管理の徹底についての指導を受けたほか、九州北部豪雨災害の対応などについて関係航空隊長の報告を交えて闊達な討論・意見交換等が行われた。

第2回山口研修会では、大規模災害時の燃料補給体制について、石油連盟推薦による関係事業者から報告を受けるとともに、宇宙航空研究開発機構研究員から、広域応援に関わる飛行方式について紹介を受けた。

また、参加者による討論会において、当年度の専門委員会担当座長による調査研究の中間報告を受けて活発な意見交換が行われた。

研修事業の実施概要

区 分	開催年月日	開催地	参加人員
隊 長 会 議	H24.6.14～15	東京都港区	66 名
第 I 回研修会	H24.8.9～10	東京都港区	92 名
第 2 回研修会	H24.11.15～16	山口市	104 名

3 航空危険物の輸送承認手続等の代行

一般に、航空法第 86 条において航空機による爆発物等危険物の輸送については禁止されており、同法施行規則第 194 条第 2 項第 5 号に基づき、国土交通大臣の事前承認を受けた物件に限り当該輸送禁止規定が解除され輸送することができることとされているところである。

消防防災ヘリコプターは、平時又は災害時において所要の資機材等（燃料を含む）を輸送して消防防災活動を公務として行うことをその任務としており、これら爆発物等危険物に該当するものについて、当協議会が消防防災ヘリコプターを保有・運航する地方団体に代行して次年度一年間に亘る一括承認手続を行っており、平成 25 年 3 月 12 日付け国空航第 971 号を以って国土交通大臣から承認を受け、各保有・運航団体に通知をするとともに、年度中の輸送実績等についても報告することとしている。

4 機関誌の発行

機関誌「はばたき」を年 2 回のペースで発行しており、平成 24 年度においては、第 19 号まで刊行し、全国の各会員宛に配布し利用に供するとともに、関係する国・地方の各防災機関等にも航空消防防災体制についての普及広報の一環として、情報提供したところである。

5 その他の情報資料の収集・提供、関係団体との連携等

航空消防防災体制の更なる充実に向けて、各消防防災航空隊相互の情報連絡がより密接となり、各会員相互の連携協調にも資するようホームページの充実・更新に努めてきている。直近1ヶ月間（H25.1.1～同 1.31）における当協議会のホームページへのアクセス状況は、延べ840件に及んでおり、一日当たり約27件の平均となっている。

また、耐空証明検査等予定期間の情報等についても、従前に引き続き、一斉に登載し提供してきている。

6 会計事務に係る監事監査の実施

会則に基づく前年度の会計事務に係る監事監査が、平成25年5月24日に実施され、2名の現監事から「適正かつ妥当」との監査報告を受けた。

7 幹事会・総会の開催状況

(1) 第1回幹事会（H24.6.4 付 航消協第14号 書面議決）

① 平成23年度 事業等活動概要報告について

② 平成23年度 歳入歳出決算について

総会開催を前に書面開催され、いずれも原案どおり全会一致で承認された。

(2) 第1回総会（H24.6.15 招集）

付議案として

① 平成23年度 事業等活動報告について

② 平成23年度 歳入歳出決算について

が諮られ、いずれも原案どおり出席者の総意で承認された。

(3) 第2回幹事会（H25.3.25 招集）

報告議案として平成24年度における事業等活動概要報告及び歳入歳出決算見込が提出された上で、

① 平成25年度 事業計画案について

② 平成25年度 歳入歳出予算案について

が付議され、いずれも原案どおり全会一致で承認された。

(4) 第2回総会（H25.4.3 付 航消協第7号 書面議決）

上記幹事会の議決を踏まえ、付議案として

① 平成25年度 事業計画案について

② 平成25年度 歳入歳出予算案について

が諮られ、いずれも原案どおり賛成多数で承認された。